

山梨県地籍調査事業負担金交付要綱

(通則)

第一条 山梨県地籍調査事業負担金(以下「負担金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第二条 この負担金は、地籍調査の実施を促進するため、これに要する経費に対して負担金を交付するものとする。

(定義)

第三条 この要綱において「地籍調査」とは、国土調査法(昭和26年法律第180号。以下「法」という。)第6条の4の規定により市町村等(法第2条第1項第3号に規定する者をいう。)が行う地籍調査、及び調査成果の数値情報化(以下「地籍調査」という。)をいう。

(交付の対象)

第四条 第二条に規定する負担金の交付の対象は、次のとおりとする。

- 一 一筆地調査
- 二 地籍図根三角測量
- 三 地籍図根多角測量
- 四 地籍細部測量
- 五 空中写真の撮影及び図化
- 六 地積測定
- 七 地籍図及び地籍簿の作成

(負担率)

第五条 負担金の負担率は、次のとおりとする。

- 一 市町村が行う地籍調査 当該調査に要する経費の4分の3
- 二 土地改良区等が行う地籍調査 当該調査に要する経費の6分の5

(交付の申請)

第六条 規則第四条の規定により知事に提出しなければならない書類の様式は、次のとおりとする。

- 一 地籍調査事業負担金交付申請書(第1号様式)
- 二 事業計画書(第1号様式の2)
- 三 収支予算書(第1号様式の3)

(交付の決定等)

第七条 知事は、第六条の規定による負担金の交付申請があり、規則第5条の規定により内容を審査し、適当であると認められるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、市町村等にその旨通知するものとする。

(交付の条件)

第八条 規則第6条の規定による補助金等の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地籍調査(以下「事業」という。)に要する経費の配分または事業の内容の変更で、別表1に掲げる事項に該当する場合には、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出して、その承認を受けること。
- 二 事業を中止し、または廃止する場合には、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出して、その承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び事業の遂行状況を速やかに報告して、その指

示を受けること。

(負担金の交付)

第九条 負担金は、事業の完成後に交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、その全部または一部の金額を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとする市町村等は、概算払い請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第十条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、地籍調査事業実績報告書(第5号様式)とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 出来高調書(第5号様式の2)

二 収支精算書(第5号様式の3)

三 その他知事が必要と認める書類

(取得財産の処分制限)

第十一条 市町村等は、事業により取得し、または効用の増加した機械及び器具であって1件の取得価格又は増加価格が50万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)を取得した場合には、取得財産調書(第6号様式)を提出するものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等を負担金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 市町村等は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第6号様式の2)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した負担金のうち取得財産等を負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまで期間に相当する分を返還させるものとする。

4 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の保管)

第十二条 事業に係る経費に関する帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の翌年度から起算して10年間整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和62年3月30日制定し、昭和62年度に係る補助金から適用する。

2 経過措置、この要綱制定の際、現に山梨県国土調査事業補助金等交付規程の規定に基づいて提出されている申請書、その他の書類は、この要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別 表

- 1 事業主体及び調査地区の変更
- 2 地籍調査の精度及び縮尺の変更
- 3 地区ごとの調査面積及び負担金額に変更を生ずる変更
- 4 直接経費と附帯経費の相互間における経費の30%を超える増減

第1号様式（第六条関係）

第 年 月 号
日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
事業主体名
代表者名 印

年度地籍調査事業負担金交付申請書

年度において、次のとおり国土調査法に基づく地籍調査事業を実施したいので、山梨県地籍調査事業負担金交付要綱第六条の規定により、負担金 円の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の計画 別紙のとおり
- 3 収入及び支出の予算 別紙のとおり
- 4 事業の完了予定年月日

第1号様式の3（第六条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
合 計					

2 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接経費					
費					
費					
附帯経費					
費					
費					
合 計					

- 注 1 科目は、直接経費と附帯経費の科目ごとに記載すること。
 2 予算議決（議決予定）年月日を余白に記載すること。

第2号様式（第八条関係）

第 年 月 号
日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
事業主体名
代 表 者 名 印

年度地籍調査事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で負担金交付決定の通知があった 年
度地籍調査事業について、次の理由により別紙のとおり事業内容（及び経費の配分）の変
更をしたいので、山梨県地籍調査事業負担金交付要綱第八条の規定により申請します。

変更の理由

- 注 1 理由は、具体的にその内容を記載すること。
2 別紙記載にあたっては、変更前を上段（ ）書きに、変更後を下段に
記載すること。

第3号様式（第八条関係）

第 年 月 号
日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
事業主体名
代表者名

印

年度地籍調査事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で負担金の交付決定の通知を受けて実施
している 年度地籍調査事業について、次の理由により事業を中止（廃止）したいの
で、山梨県地籍調査事業負担金交付要綱第八条の規定により申請します。

中止（廃止）の理由

第4号様式（第九条関係）

第 年 月 号
日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
事業主体名
代表者名 印

年度地籍調査事業負担金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった 年度地籍調査事業負担金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

負担金交付 決定額	既 概 算 交 付 額	差 引 額 - =	今 回 概 算 請 求 額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

指定金融機関 本・支店名

預金種別（当座・普通）

口座名

口座番号

第5号様式（第十条関係）

第 年 月 号
日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
事業主体名
代 表 者 名 印

年度地籍調査事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度
地籍調査事業を実施したので、その実績を山梨県地籍調査事業負担金交付要綱第十条の規
定により報告します。

第5号様式の3（第十条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部 (円)

科 目	予 算 額	精 算 額	差引増減()	備 考
合 計				

2 支出の部

科 目	予 算 額	精 算 額	差引増減()	備 考
直接経費				
費				
費				
附帯経費				
費				
費				
合 計				

3 負担金精算

県負担金 交付決定額	県負担金 精 算 額	概算払受領額	差引県負担金 未受領(返納)額
円	円	円	円

当初議決 年 月 日
補正議決 年 月 日

第6号様式（第十一条関係）

取得財産調書

区 分	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 価	取 得 価 格	取 得 年 月 日	処分制限期間		摘 要
							耐用年数	処分制限 年 月 日	
地籍調査負担金									
市 町 村 営									
その他 組合									
地 籍 調 査 費 負 担 金 合 計									

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

第6号様式の2（第十一条関係）

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

負担金交付対象事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県地籍調査事業負担金に係る事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県地籍調査事業負担金交付要綱第十一条第2項の規程に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類